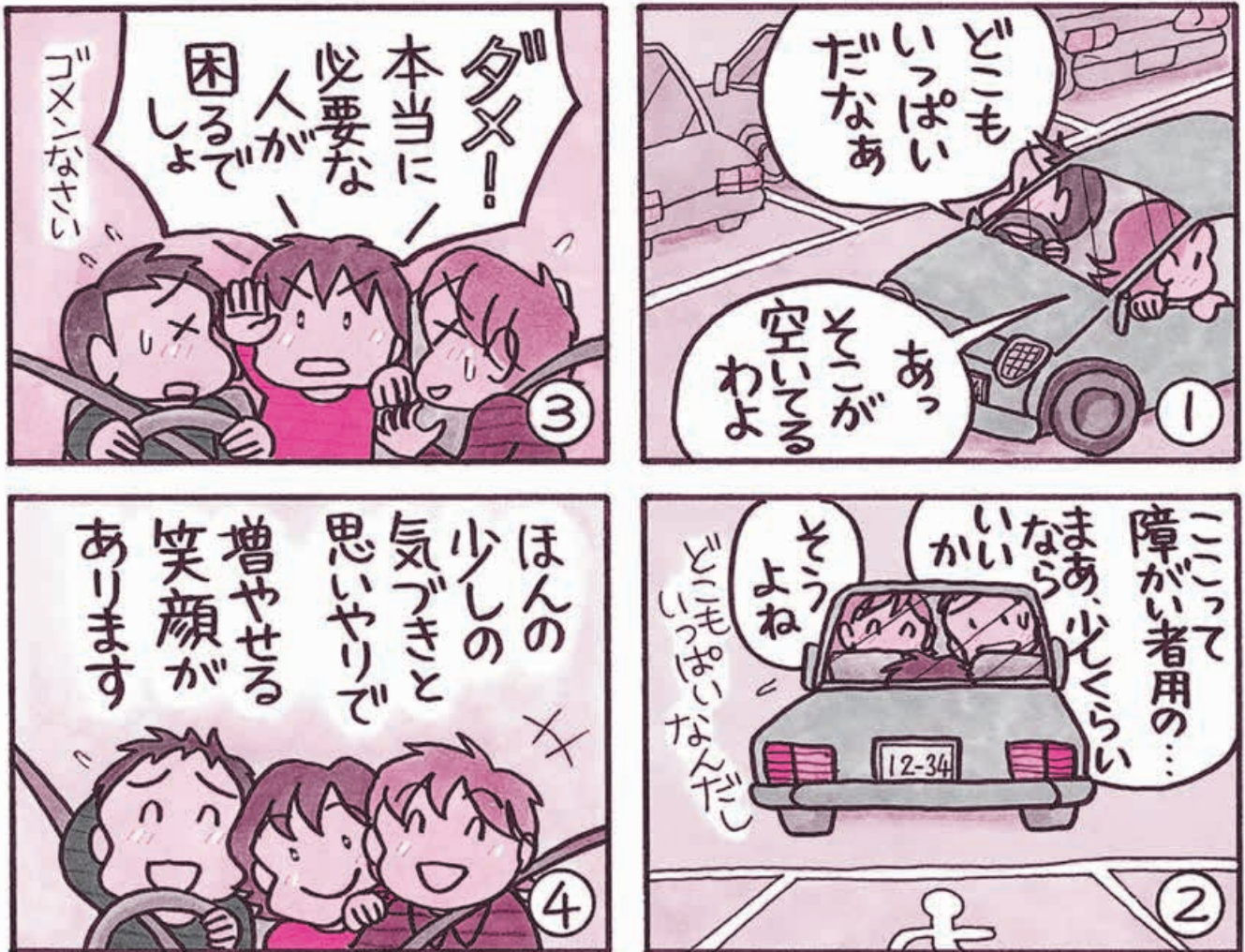


障がい者の人権



ほんの少しの気づきと思いやりで…



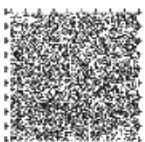
(漫画：桜田幸子さん)

共に生きるために…

障がい者を取り巻く問題については、「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、様々な取組みが行われてきましたが、障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動など、未だ多くの課題が存在しています。

障がいのある人が、ありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であるはずです。

このような社会の実現のためには、障がいのある人が日常生活や社会生活で受けている制限や制約をなくすために必要な改善や変更（合理的配慮）を行ったり、障がいや障がい者のことを正しく理解し、日常的な触れ合いや交流を深めたりすることが大切です。



どんな課題がありますか？

障がい者の社会参加をはばむ障壁

- 関係施設を設置する際の地域住民の反対や、障がい者等用駐車スペースへの駐車といった、障がいや障がい者に対する誤解や偏見、理解のない行動などが多くみられます。
- 発達障がいや精神障がいについては、社会的認知不足による誤解や偏見がみられます。
- 就労意欲が高くても、事業所の障がい特性についての理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があります。

どんな取組みが行われていますか？

● 関係する主な条約・法律等

- 障害者の権利に関する条約〔2006国連総会での採択 2014日本の批准〕
- 児童福祉法〔1947制定 2017改正〕
- 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）〔1960制定 2019改正〕
- 障害者基本法〔1993改題 2011改正〕
- 発達障害者支援法〔2005制定 2016改正〕
- 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）〔2011制定〕
- 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）〔2012制定 2018改正〕
- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）〔2013制定〕
- 障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止指針及び合理的配慮指針〔2015策定〕

● 熊本県の主な取組み

1 人格と個性が尊重される共生社会づくりに向けた啓発

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通じた相互理解の促進を図ります。

2 障がい者虐待防止、成年後見制度等の普及

障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応を図ります。

3 特別支援教育の充実

福祉・保健・医療・労働等の関係機関と連携しながら、支援が困難な事例ほどより専門性の高い支援が受けられる「段階的な支援体制」を構築することによる特別支援教育の充実を図ります。

〔関係する主な条例・計画等〕

やさしいまちづくり条例（熊本県高齢者・障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）〔1995制定 2004改正〕

障がい者等の自立と社会参加を妨げる様々な障壁（バリア）を取り除き、県民誰もが共にいきいきと暮らせるやさしいまちづくりを目指して制定されました。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例〔2011制定 2015改正〕

全ての県民が障がいの有無に関わらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して制定されました。

第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」〔2021年度～2026年度〕

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して策定されました。

